和歌山県　地域・地区指定状況一覧表

（令和6年4月1日現在）

管轄振興局	市町村名	旧市町村名	都市計画区域等 指定年月日		市街化調整区域	確認区域	屋根不燃区域	用途地域													特別用途地区	特定用途制限地域	高度地区	高度利用地区	外壁後退	防火地域	準防火地域	風致地区	駐車場整備地区	臨港地区	宅地造成工事規制区域	災害危険区域	土砂災害特別警戒区域	近郊緑地保全区域	自然公園	県自然環境保全地域	伝統的建造物群保存地区	景観地区	準景観地区	景観計画区域	特定景観形成地域	建築協定	地区計画
								第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域																								
	和歌山市		T 14 4 1	◎			◎	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○		○		○			○			○	○				◎		○	○
本庁	海南市	海南市	S 9 5 1	◎			◎	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○								○	○		○							◎			
			S 32 8 10																																							
		下津町	S 44 5 20	○			○																						○													
	紀美野町	野上町																														○		○					◎			
		美里町																																								
那賀	紀の川市	打田町	S 36 3 20	○		○	○						○			○					○											○										
		粉河町	S 25 12 26	○																	○											○	○									
		那賀町	S 31 11 29	◎			○														○											○	○						◎			
		桃山町	H 12 5 2	○																	○												○									
		貴志川町	H 6 1 1	◎					○				○			○					○									○												
	岩出市		S 33 8 28	◎																												○	○						◎			
伊都	橋本市	橋本市	S 25 12 16	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○								○	○	○	○		○	○				◎		○	
		高野口町	S 14 11 13	○																												○										
	かつらぎ町	かつらぎ町	妙寺 S 31 4 17	○																												○	○	○					◎			
			伊都 S 31 12 21																																							
		花園村																															○									
	九度山町		S 57 8 1	○																												○	○						◎			
	高野町		S 25 6 23	○																												○	○				○	○	◎			
有田	有田市		S 28 8 11	○			○			○		○	○			○	○	○	○	○	○					○			○			○		○	○				◎			
	湯浅町		S 28 8 11	○																									○			○		○	○				◎			
	広川町																															○		○					◎			
	有田川町	吉備町	S 29 4 12	○												○		○				○																				
			R 5 6 1																																							
		金屋町																														○							◎			
		清水町																														○										
日高	御坊市		S 26 7 18	○			○			○		○	○	○		○	○	○	○	○								○				○		○					◎			
	美浜町						○																						○			○		○					◎			
	日高町																												○			○		○					◎			
	由良町		S 57 8 1	○			○																						○			○		○					◎			
	日高川町	川辺町																																	○							
		中津村																														○							◎			
		美山村																																○	○							
	みなべ町	南部川村																														○							◎			
		南部町	S 30 3 8	○			○																									○										
	印南町					○	○																									○		○					◎	○		
西牟婁	田辺市	田辺市	S 8 11 29	○			○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○								○	○												○
			※1H 31 4 1	○																																						
		中辺路町																																					◎			
		大塔村																																								
		龍神村																																	○							
		本宮町																															○					◎			
	白浜町	白浜町	S 8 11 24	○			○	○		○	○	○	○			○	○	○			○	○	○		○		○			○			○								○
			※1H 27 4 1	○																		○																	◎	○		
		日置川町	H 11 2 2	○																																				○		
	上富田町		H 8 7 2	○																												○							◎			
東牟婁串本	すさみ町		H 11 2 2	○																												○		○	○				◎	○		
	串本町	串本町	S 30 6 29	○			○																									○							◎	○		
		古座町	S 32 4 17	○		○	○																									○		○								
	古座川町					○	○																									○		○					◎			
東牟婁新宮	新宮市	新宮市	S 8 11 1	○			○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			○	○		○		○					◎	○		
		熊野川町																															○		○								
	那智勝浦町		勝浦 S 8 11 20	○		○	○																									○		○					◎	○		
			那智 S 9 10 3																													○										
	太地町		S 26 6 20	◎			◎																									○		○					◎	◎		
	北山村																															○		○					◎			

◎は全部指定を示し、○は一部指定を示す。

外壁後退は１m後退と１．５m後退がある

※１：準都市計画区域